

■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 3 月定例会
	山口東京理科大学薬学部設置促進 並びに利活用調査特別委員会
議 案 件 名	議案第 14 号 山口東京理科大学薬学部増築工事（B 棟建築主体工事）請負契約の締結について
概 要	平成 30 年 4 月に薬学部を新設するための薬学部校舎建設工事のうち B 棟建築主体工事を着手するに当たり請負契約の締結について議会の議決を求めるもの
論点又は質疑 によって明らかになった事項	<p>* 契約の方法 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する）</p> <p>* 契約の相手方 西松建設・富士産業共同企業体</p> <p>* 請負契約金額 18 億 2,520 万円のうち 28 年度分 7 億 3,000 万円、29 年度分 10 億 9,520 万円</p> <p>* 工事期間 契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで</p> <p>* 建物の概要 プレキャストコンクリート造の 5 階建 研究室、教授・准教授の教員室、実習室、講義室、図書館等が入る 延床面積 9,653.69 m²</p> <p>* 工期が約 1 年しかなく、非常に厳しい日程であるので、プレキャストコンクリート工法により施工する。この工法は、建物の基本となる部材をあらかじめ工場で製造するなど工期の短縮を図ることができる。</p> <p>* 主な質疑として「入札が不調に終わり随意契約を行っているが、この方法しか取れなかったのか」との問いに「今回は再入札する時間が取れないという判断から市長が随意契約を判断した」 「工期の遅れは、薬学部の開学に支障を来たす問題であったのか」との問いに「薬学部設置申請を行う前から、工事が間に合わないという前提で文部科学省に話をすると平成 30 年 4 月の開学は</p>

	<p>受け付けないという結論になると思う」</p> <p>「入札では、最低制限価格で失格したのに、今回それ以下の金額で、なぜ市は随意契約したのか」との問いに「随意契約の場合は、入札制度と異なるので、最低制限価格を設定していない。しかし施工可能かどうか、業者からの提出資料とヒアリングで調査を行っている」</p> <p>「随意契約について適正化のためのガイドラインを設けているのか」との問いに「作成していない。随意契約については、個別に決裁を行いながら判断していく方法をとっている」</p> <p>「今回の事例は、金額が大きすぎる。また、最低制限価格以下の契約になっている。随意契約の判断に明確な基準がないまま市長が判断している。このことは余りにも無防備ではないか」との問いに「無防備ではない。薬学部受験生やリクルートした教職員に対して、市の社会的な責任を果たす必要があった」</p> <p>「工事の瑕疵責任はどう考えているのか」との問いに「工事約款の第40条に記載しているし、工事完成引渡しまで何回も検査を行っている」</p>
<p>討 論</p>	<p>賛成討論、反対討論あり</p>
<p>結 果</p>	<p>賛成多数で可決</p>